

第345回三木市議会定例会における

平成30年度

施政方針

～「誇りをもって暮らせるまち三木」の創造～

平成30年2月26日

三木市長 仲田一彦

目 次

1 はじめに	… 1
2 「チーム三木」による市政運営	… 2
3 まちづくりの基本方針	… 2
(1) 人口減少、少子・高齢化社会に対応したまちづくり	… 3
(2) 交流人口の増加で活力あるまちづくり	… 5
4 まちづくりの基本方針の実現に向けて	… 6
(1) 三木市総合計画の策定	… 6
(2) 市政への市民参加	… 7
(3) 市民目線に立った組織改正	… 7
(4) 持続可能な財政基盤の確立	… 9
5 平成30年度当初予算案の概要	…10
(1) 一般会計の歳入、歳出	…11
(2) 特別会計、企業会計	…14
6 平成30年度の重点事業	…14
(1) 教育環境の整備・充実	…15
(2) 地域に根ざした仕事の創出	…18
(3) 地域資源を活用した観光振興	…21
(4) 安全・安心なふるさとの構築	…23
(5) 広域公共交通網の整備	…28
(6) その他の重点事業	…30
7 条例案等の提案理由	…31
8 平成29年度3月補正予算案	…35
9 むすびに	…36

平成30年度の当初予算案及び諸議案を御審議いただくにあたり、市政運営にあたる私の所信の一端を申し上げ、議員並びに市民の皆様に御理解と御協力を賜りたいと存じます。

1 はじめに

150年前、我が国では明治という新たな時代が始まりました。近代国家として歩んでいくきっかけとなった時代です。欧米文化が取り入れられる中、三木のまちを支えてきた「三木金物」は、輸入された洋鉄、洋鋼を使用し、生産の合理化と量産化が図られるとともに、高いものづくり技術を持って世界にはばたく産業として発展してきました。

先人たちは、時代の変化に対応して工夫を凝らし技術を進化させ、幾多の難関を乗り越え巧みに生き抜いてきたのです。

そして今、時代は、成長社会から成熟社会へ変化し、モノの量より質、心の豊かさや生活の質の向上が求められています。

このまちの確かな未来をつくるため、社会の変化に柔軟に対応し、市政の舵を切っていかなければなりません。

2 「チーム三木」による市政運営

地方は人口減少、少子・高齢化と東京一極集中という最大の難関に直面しています。この難関を乗り越えるため、市民、議会、企業、団体、行政が一体となり「チーム三木」として、意見交換を行いながら同じ方向に進んでいく。これがこれからの三木市政にとって必要なことではないかと考えています。この「チーム三木」をキーワードに、対話と協調そして協働により市政運営に当たってまいります。

3 まちづくりの基本方針

全国で地方創生が進められている真っ只中。

地方間で一つのパイを奪い合い、勝ち負けを競うことになっているのではないかと懸念しています。

人口減少の最も大きな要因は若者の流出です。そして、若者は地方ではなく都会を選んでいます。

それならば、私たち地方が進めるべき地方創生は、それぞれの地方固有の資源が持つポテンシャルを最大限に引き出し、まちの魅力を高めること。そして、地方で暮らすことの価値を創り出すことが本質であるはずです。

三木のまちで暮らす価値を「チーム三木」で創っていき

たいと考えています。

子どもから高齢者まで、いま三木にお住いのすべての市民がくらしの豊かさを実感し、いつまでも「住み続けたいまち」、進学や就職で三木のまちを離れた若者が「帰ってきたいと思うまち」、そしてすべての市民が「誇りをもって暮らせるまち」を創るため、次の2つをまちづくりの基本方針として三木の創生を進めます。

(1) 人口減少、少子・高齢化社会に対応したまちづくり

1つ目は、人口減少、少子・高齢化社会に対応したまちづくりです。

本市の人口は、平成9年の8万8千人をピークに、平成29年には7万8千人と20年間で1万人減少しています。

一方、この間に65歳以上の高齢者の割合は、14%から32%まで上昇しています。今後も現状のまま推移した場合、約40年後の2060年には、人口4万人、高齢化率45%と推測されます。

また、出生率は、平成17年の1.07から平成27年の1.34へと上昇傾向にあるものの少子化を食い止める水準にはありません。

この直面する、人口減少、少子・高齢化社会を乗り切るためには、まず、医療、介護といった社会保障に必要な経費が増加していく中、介護環境の充実と併せて高齢者の方々が、住み慣れた地域の中で元気で暮らせるよう、介護予防施策の充実や地域での支え合いのシステムを構築していく必要があります。

今後、元気な高齢者を増やす取組を進めるとともに、地域で活躍できる場を増やすため努めてまいります。

また、若い世代が三木のまちに住み続けたいくなるよう、働く場を創るとともに、安心して子どもを産み育てることのできる環境や、児童・生徒の減少に対応した教育環境を充実するため取り組んでまいります。

さらに、本市では、昭和40年代から50年代の人口急増期に、集中的に整備してきた公共施設等の老朽化が進んでいます。今後、施設の大規模改修や更新に多額の費用が必要となり、全ての施設を維持していくためには、財政に大きな負担を強いることが予想されます。

厳しい財政状況の中、財政負担の軽減、平準化を図るため、人口規模や施設の利用需要に見合った「賢い使い方」を検討してまいります。

(2) 交流人口の増加で活力あるまちづくり

2つ目は、人口が減っても交流人口を増やし、活力あるまちづくりです。

私が今まで申し上げてきたとおり、このまちには、活力を生み出すすばらしい地域資源があります。

特産品では、「三木金物」、「酒米山田錦」、「生食用ぶどう」。スポーツでは、「ゴルフ場」や屋内テニス場「ブルボンビーンズドーム」。防災では、「県立三木総合防災公園」や世界最大の実大三次元震動実験施設「E-ディフェンス」。

これらを生かし、市外、県外から、さらに海外からの交流人口を拡大し、まちのにぎわいと地域経済の活性化を図る仕組みづくりを進めてまいります。

私は、来年から3年間、世界規模のスポーツイベントが集中するゴールデンスポーツイヤーズを、この仕組み作りに生かすビッグチャンスだと考えています。

2019年ラグビーワールドカップでは、神戸市が会場になります。2020年東京オリンピック・パラリンピックでは、三木総合防災公園陸上競技場でフランス陸上チームが事前合宿を行うことが決定しています。また、2021年ワールドマスターズゲームズでは、ブルボンビーンズ

ドームが会場になるなど、本市を始め兵庫県、関西圏に多くの外国人の来訪が見込まれます。

重要なことは、いかにレガシー(遺産)を残すか、ゴールドスポーツイヤーズが終わった後もいかに観光客を呼び寄せるかです。このチャンスを逃さずしっかりと三木の魅力を発信し、ゴルフツーリズム、金物ツーリズム、農業体験など地域資源を活用したインバウンド誘致に挑戦します。

ただ今申し上げた「人口減少、少子・高齢化社会に対応したまちづくり」、「交流人口の増加で活力あるまちづくり」を基本方針とし、将来にわたってまちの活力を保ち続ける「持続可能なまち」にするため、人口減少、少子・高齢化に耐えうる力を高める市政運営を進めてまいります。

4 まちづくりの基本方針の実現に向けて

(1) 三木市総合計画の策定

この2つのまちづくりの基本方針を実現可能なものとするためには、このまちの確かな未来のビジョンが必要です。

平成30年度は、三木市創生計画人口ビジョンで目標に掲げる2060年に人口5万人を維持し、将来にわたってまちの活力を保ち続けるための羅針盤として「三木市総合計

画」の策定に着手します。

そして、この計画に沿って「誇りをもって暮らせるまち三木」の創造に向け、まちづくりを進めてまいります。

(2) 市政への市民参加

また、平成30年度から、市政懇談会を開催します。市内10地区の区長協議会あるいはまちづくり協議会との意見交換を通して、市民の市政への参加を促すとともに、住民自治の促進に寄与してまいりたいと考えます。

これからの市政運営は、行政が担うべきこと、地域が担うべきこと。そして、力を合わせて行うこと。この役割分担と協働が大切だと考える次第です。

しっかりと説明責任を果たしながら、市民と行政が、目指すべきまちの方向性を共有し、まちづくりを進めてまいります。

(3) 市民目線に立った組織改正

次に、組織づくりについてです。

行政を担う職員一人一人が、「三木市総合計画」を羅針盤に、まちの未来ビジョンを現実のものとするよう、行政

のプロフェッショナルとしての誇りを持ち、市民目線に立って「声なき声」に耳を傾け、市民との信頼関係を構築し、前向きにまちづくりに取り組み続けることのできる組織づくりを進めてまいります。

そこでまず、平成30年度は、効果的な施策の企画・立案及び市民生活にかかわりの深い事務を円滑に推進するとともに、市民にわかりやすい組織機構、組織名とし、市民目線に立った行政運営を進めるため、組織を改正します。

加えて、事務事業の執行体制をグループ制から係制に変更します。

平成18年4月から導入したグループ制は、課内の限られた職員数で、業務の協力体制を強化するとともに、意思決定の迅速化等を目的として導入しました。

しかしながら、責任の所在や指揮命令系統が不明瞭で、市民にわかりにくい、グループリーダーが監督職として育ちにくいなどの課題があります。係長職を配置することにより、課内の指揮命令系統と職責、事務分担を明確にするとともに、係長に部下を統率、監督する経験を積ませ、マネジメント能力を向上させることで、まちづくりのリーダーとなる管理監督職の育成を図ります。

(4) 持続可能な財政基盤の確立

本市の財政は、平成24年度以来、基金の取崩しを最小限に抑えながら黒字決算となっていました。

この要因の一つには、吉川町との合併特例期間であった平成27年度までの10年間にわたり、財源的に有利な合併特例債が活用できたことに加え、国からの普通交付税が特別に加算されていたことなど、収入面で優遇されていたことが挙げられます。

しかしながら、今後の財政見通しは、歳入では人口減少による市税の減収や普通交付税の合併特例加算の段階的な削減、地方譲与税・交付金の伸び悩みなどにより減収が見込まれます。さらには、本市の貴重な財源である「ゴルフ場利用税」廃止の声が強まっており、廃止された場合は今後の財政運営に大きな支障をきたすおそれがあります。

一方、歳出では少子・高齢化に伴う子育て支援、高齢者福祉に係る扶助費をはじめとした社会保障関連経費の増加や、公共施設等の老朽化による維持・更新費等の増加が見込まれ、厳しい状況が続くものと考えております。

このような状況に対応するためには、限りある収入に応じた支出、「入るを計りて出づるを制す」を基本としつつ、

市民の皆様にとって真に必要な行政サービスを提供しなければなりません。

そのために、まずは市役所自らが身を切る覚悟を持って改革に取り組むとともに、既存事業の見直しにより経費を抑制する一方、新たな収入を確保することにより、健全で持続可能な財政基盤を確立するため、粉骨砕身努めてまいります。

どうか、市民の皆様、議員各位、企業・団体の方々、そして市役所職員の御理解と御協力をお願い申し上げます。

5 平成30年度当初予算案の概要

それでは、第26号議案から第33号議案、平成30年度の各会計当初予算案の概要について御説明いたします。

平成30年度当初予算は、私が初めて編成する通年予算であり、「誇りを持って暮らせるまち三木」のまちづくりに向けた本格的なスタートの年と位置づけ、私が公約で掲げた三木創生への5つの基本方針、すなわち

- ①教育環境の整備・充実
- ②地域に根ざした仕事の創出
- ③地域資源を活かした観光振興

④安全・安心なふるさとの構築

⑤広域公共交通網の整備

を施策の柱として進めるため、市民目線に立った予算編成に意を用いた次第です。

(1) 一般会計の歳入、歳出

一般会計の歳入、歳出については、当初予算に計上すべき額は、総計予算主義の原則に則り、平成29年度12月補正後の予算をベースとし、平成30年度に見込まれる収入支出のすべてを適切に見積もり計上しました。

歳入について、まず市税では家屋の固定資産税が3年に一度の評価替えの年に当たることなどにより減額を見込むとともに、市民税は、景気の緩やかな回復の影響はあるものの、生産年齢人口の減少により横ばいを見込むなど、前年度比5,700万円、0.5%減の111億800万円としております。

地方消費税交付金は、ここ数年の決算状況や地方財政計画、兵庫県の見込みなどから、前年度比1億5,000万円、9.6%減の14億2,000万円となるなど、国・県からの譲与税、交付金全体では前年度比2億3,300万

円、8.2%減の25億9,800万円と大幅な減額を見込んでおります。

地方交付税は、合併特例加算が50%減額となるものの、市税の減少などにより、基準財政収入額の減少が見込まれることなどから、前年度比7,200万円、1.4%増の53億8,000万円を見込んでおります。

国・県支出金は、道路・橋梁などの整備に係る社会資本整備総合交付金について、ここ数年の決算状況から減額を見込まざるを得ないものの、児童福祉事業、障害者福祉事業に係る補助金の増加により、前年度比2億1,500万円、3.7%増の59億8,600万円としております。

市債については、借入後10年を迎え、借り換える借換債は、前年より7億円減の6億2,500万円となる一方、公共施設の改修のほか、社会資本の整備に充てるための市債は、緊急防災・減災事業債や地域活性化事業債など、国の財政支援がある有利な起債を最大限活用することとし、借換債を除いた市債の発行額は前年度比5億円増の26億円で、総額では、前年度比2億円、5.9%減の32億2,500万円となります。

次に、歳出につきましては、「入るを計りて出ざるを制す」

を基本姿勢としつつも、就学前教育・保育環境の充実など子育て支援施策、高齢者や障害者福祉施策、市民の安心・安全を守ることを最優先とした文化会館、学校、公民館等の公共施設の改修、移住・定住促進などの地方創生施策など、真に必要な施策を推進するための予算編成を行った結果、一般会計では、前年度比7億3,000万円、2.4%増の316億1,000万円としました。

なお、市税や国・県からの譲与税、交付金などが減少する一方、市単独事業費の増加などにより一般財源に不足が生じることとなるため、財政基金及び減債基金6億2,800万円、公共施設整備基金など特定目的基金を5億4,100万円、合計11億6,900万円を取り崩し収支の均衡を保たざるを得ない状況です。

その結果、基金残高の総額は43億1,600万円となる見込みであり、このまま手をこまねいていれば、基金は5年で底をついてしまうことになりかねません。

この状況を回避するため、平成30年度中に、徹底した事業の見直しによる経費の抑制と重点化、「選択と集中」を進めるとともに、自主財源の確保を図るため、中長期的な視点に立ち、今後の財政運営の方針を検討します。

(2) 特別会計、企業会計

特別会計につきましては、介護保険特別会計及び後期高齢者医療事業特別会計は、被保険者の増加等により増額となっているものの、国民健康保険特別会計では、平成30年度から事業の財政運営の責任主体が都道府県となることにより減額となるなど、農業共済事業特別会計、学校給食事業特別会計を合わせた5つの特別会計の予算総額は、前年度比15億7,800万円、7.8%減の185億4,800万円となりました。

企業会計につきましては、水道事業会計は、前年度比1億5,161万円、6.0%減の23億9,128万円、下水道事業会計は、前年度比1億7,114万円、3.3%減の50億2,791万円となりました。

平成30年度当初予算全体では、前年度比11億7,074万7千円、2.0%減の575億7,719万1千円となった次第です。

6 平成30年度の重点事業

次に、先に述べました5つの施策の柱に沿って、平成30年度に取り組む重点事業について御説明申し上げます。

(1) 教育環境の整備・充実

まず、施策の柱の1つ目は、三木の未来を担う子どもたちの健やかで心豊かに生きる力を育むための「教育環境の整備・充実」です。

① 教育施設の整備

学校園施設は、その多くが昭和40年代から50年代の人口急増期に建設され、老朽化が進んでいます。

児童・生徒の安全・安心を確保するため、学校施設の改修等を計画的、効率的に進めるにあたり、長期改修計画を策定します。

家庭で洋式トイレが一般化している中、児童が学校生活を快適に過ごせるよう、三木小学校、みなぎ台小学校のトイレに洋式便器を設置します。これにより全ての小中学校で、県基準によるトイレの洋式化が完了します。また、児童生徒の学校園活動に支障がないよう施設、設備の維持補修を進めます。

小学校では、校庭の一部の芝生化を進め、学校緑化と憩いの場づくりを進めます。

教育センターでは、学校園の教育情報システムを更新し、情報教育、学校園事務の向上を図ります。また、教育セン

ター及び併設の児童センターは開設以来22年が経過し、空調設備が老朽化しているため施設運営に支障がないよう更新します。

② すべての子どもの学習機会の確保

グローバル化や情報化が急速に進む社会にあって、一人ひとりが多様な個性や能力を発揮し、新たな価値を創造できる人材の育成が重要です。そのために、学校教育においては、「すべての子どもたちの多様な個性が尊重される教育」に取り組んでいく必要があります。

そこで、特別な支援を必要とする児童生徒の日常生活や学習指導のサポートを行う特別支援教育指導補助員を、小学校全体で2名増員し、支援体制を充実します。

貧困や虐待など、子どもの背景にある多様化・複雑化した課題解決に向けた相談・支援体制を充実するため、現在4中学校校区に配置しているスクールソーシャルワーカーを6中学校校区に増やします。

近年、市内に在住する外国人の増加に伴い、日本語指導が必要な外国人児童生徒が増加しているため、日本語指導支援員等による日本語指導や学習支援など、児童生徒の就学や今後の自己実現に向け、きめ細かな支援を行います。

子どもたちが社会で活躍するための創造力や発想力を身に付ける機会を支援するため、様々な分野で世界の第一線で活躍する、兵庫ゆかりのクリエイターを中学校に招へいし、制作過程等に触れる講話や実演を行います。

また、平成27年度から全ての小学校で進めてきた「1年生から話せる英語教育」を、平成32年度からの小学校5・6年で外国語活動が教科となることを見据え、さらに充実します。

平成29年4月の全国学力・学習状況調査の結果を受け、児童生徒の学習習慣や生活習慣の改善が必要であると受け止めており、これまで取り組んできた指導方法の工夫改善や「放課後の補充学習」を継続し、更なる学力向上を図ってまいります。

③ 就学援助の充実

平成29年度から経済的理由により就学困難な児童生徒の保護者の負担軽減を図るため、小・中学校入学予定の児童生徒の保護者に支給する就学援助費のうち、新入学用品費について増額するとともに、入学前の3月に支給を前倒ししたところです。

また、家庭の経済事情等にかかわらず学ぶ意欲のある誰

もが学べる環境を実現するため、給付型の奨学金により、高校、大学、専修学校等の学費の負担が困難な家庭の生徒、学生に対し援助しています。平成30年度も、これらを継続し、児童、生徒、学生への支援を充実します。

④ 生涯学習機会の充実

すべての市民が、生涯にわたって心豊かに暮らすために、まちの歴史・文化・芸術を享受し、新たに創造していく生涯学習の機会を充実することが大切です。

文化・芸術の拠点となる文化会館は、開館以来31年が経過し老朽化が進んでおり、様々なイベントや興業に支障をきたすことから、特に緊急を要する大ホールの舞台照明装置を更新します。また、女子トイレの和式トイレを洋式トイレに改修し利用者の利便性の向上を図ります。

(2) 地域に根ざした仕事の創出

次に、施策の柱の2つ目は、地域産業が元気になり、雇用を創出するため、「地域に根ざした仕事の創出」です。

① 中小企業の振興

若者の転出が続く中、本市に定住していただくインセンティブを高めることが重要です。そのために最優先すべき

は、市内事業所の99%以上を占める中小企業を振興し、市内経済を活性化することです。

そこで、現状に満足することなく、果敢に挑戦する中小企業が、更なる発展に向けた競争力を強化するため、革新的な取組みによる高付加価値化や、生産性向上に必要な設備投資を支援します。

地場産業である金物産業では、三木工業協同組合が、海外販路の拡大を図るため平成28年度から「三木かなもんプロジェクト海外戦略事業」に取り組んでいます。平成29年度は台湾ハードウェアショーに20社が出展し、海外販路拡大の可能性に確かな手応えを得ています。

三木金物が、海外市場での確固たる競争優位性を確保するため、引き続き支援してまいります。

市内で創業や新たな事業を展開しようとする方々が、夢や希望に積極的にチャレンジできる環境を整備し、魅力ある多様な働く場を創出します。そのために、引き続き、三木商工会議所、吉川町商工会や市内金融機関と連携し、創業者に必要な経営知識習得のため「創業セミナー」を開催するとともに、事業の立ち上げに必要な経費の支援対象者を、女性起業家限定から若者や一般の方へ拡大します。

② 企業誘致の推進

新たな雇用の創出には、企業誘致も重要です。しかしながら、現在、誘致可能な大規模な土地がないため、ひょうご情報公園都市の次期工区の開発について、兵庫県と連携して進めることを検討していきます。

市内に新設又は増設する企業に交付している、工場等新設助成、雇用助成、水道・電気料金助成については、市内産業の振興と市民の雇用促進のため引き続き実施します。

③ 農業の振興

日本一の酒米「山田錦」は、本市農業の基幹作物です。

国の米の直接支払交付金制度が平成30年度から廃止となるため、これに代わる市独自の振興策として、山田錦の品質等級に応じた奨励金制度を新設します。

また、国の水田活用の直接支払交付金に、市独自で上乘せすることで、大豆、野菜に加え、本市の特産であるキク、いちご、黒大豆、レタス、なすなどの生産を奨励し、農家所得の安定を図るとともに水田のフル活用を促進します。

若者の日本酒離れが進んでいることから、JA等と連携し、19歳の方を対象に、酒米山田錦の田植えと稲刈りを体験してもらい、「二十歳」になった時に日本酒を味わって

もらうことで、日本酒のファンを増やします。

有害鳥獣対策では、年々増加するイノシシやアライグマから農作物を守るため、電気柵等の設置や狩猟免許取得を支援するなど、被害防止、捕獲対策に強力に取り組みます。

(3) 地域資源を活用した観光振興

次に、施策の柱の3つ目は、交流人口を増やし、まちなぎわいと市内経済の活性化を図るため「地域資源を活用した観光振興」です。

① ゴルフの振興

西日本一ゴルフ場が多い地域特性を生かし、「ゴルフのまち三木」としてブランド力を高め、国内外からの利用者を増やすことで、ゴルフの振興を図るとともに、市内観光へつなげてまいります。

そのために、ゴルフ場利用税交付金の1割相当額を活用し、三木市ゴルフ協会との連携により、レディースゴルフトーナメント、市内ゴルフ場での1万人コンペやスタンプラリーなどを引き続き実施してまいります。また、ゴルフ人口の裾野を広げるため、ジュニアゴルフ教室などを開催します。県立高校のゴルフ部設置についても、引き続き兵

庫県に働きかけてまいります。

② 観光の振興

2019年から3年続くゴールデンスポーツイヤーズ。本市を始め関西圏への多くの外国人の来訪を見据え、ゴルフ場、金物、農業など地域資源をパッケージ化した、新たなインバウンドツーリズムのモデルを民間事業者とともに構築し、インバウンド戦略を進めます。

本市には魅力ある食材や加工品があります。この魅力を広くPRするため、北播磨県民局と連携して「北播磨『食』と『農』の祭典」を開催します。

現在整備を進めている「別所ゆめ街道」は、拠点である飲食物産館や遊歩道が近々完成することから、地域や関係団体の方々とともにオープン記念イベントを開催する予定です。この別所ゆめ街道を活用し、別所地域はもとより市内へ誘客し、まちの活性化につなげてまいります。

③ 観光施設の整備

本市の主要な観光施設は、オープン後、長い年月が経過し老朽化が進んでいます。利用者の快適な利用とサービス向上を図るため、「道の駅みき」の空調設備の改修や温泉交流館「吉川温泉よかたん」の家族風呂改修に向けた設計を

行います。

(4) 安全・安心なふるさとの構築

次に、施策の柱の4つ目は、市民の安全で安心な暮らしを守るため、「安全・安心なふるさとの構築」です。

① 防災・減災対策等の推進

まず、防災・減災対策等を推進します。

地震等の災害時に避難所となる志染町公民館と吉川町公民館の耐震化に向けた設計に着手します。

また、本庁舎、コミュニティスポーツセンター等では老朽化した非常電源装置の更新を行い、非常時の電源を確保します。

一次避難所に指定された自治会集会所の建替えや耐震化に対する補助制度については、新耐震基準が導入された昭和56年以前に建てられた建物の建替え費用の補助限度額を拡充し、地域の防災力の向上を図ります。

道路等の都市インフラについては、現在整備中の市道高木平田線、加佐草加野線、岩宮大村線の市内主要幹線に加え、吉川支所周辺の渋滞を緩和するため稲田中央線を整備し、市内外の交通アクセスの向上を図ってまいります。

また、インフラメンテナンス計画に基づき計画的に道路施設の補修工事を進め、通行の安全と生活環境の向上を図ってまいります。橋梁についても、長寿命化修繕計画を見直すための点検を実施するとともに、計画的に修繕工事を行います。

都市公園については、利用者の安全を確保するため、インフラメンテナンス計画に基づき計画的に施設の改修、更新を行います。

市営住宅については、入居者の安全確保と利便性の向上を図るため、市営大塚団地の長寿命化のための改修を実施します。

老朽化したため池の災害を未然に防止するため、ため池等の保全・改修を進めます。

平成30年度は、11か所のため池等を改修するとともに、約900か所のため池の定期点検を実施します。

また、ため池管理者による適正管理の徹底と減災対策を推進するため新設される「兵庫ため池保全サポートセンター」運営事業に参画します。

受益地が0.5ha未満の特定外ため池は、管理状況を把握できておらず、下流域に被害を及ぼす可能性があるこ

とから、その状況を把握し今後の保全対策を推進するため、特定外ため池台帳を整備します。

また、近年、管理者のいない所有者不明の空き家が増加し、放置すれば、倒壊の危険や周辺的生活環境に悪影響を及ぼすことが懸念されています。そこで、「空家等対策計画」策定の基礎資料とするため、市内の空き家の実態調査を行います。

消防・救急体制の確保については、火災などの災害に適切に対応するため、配備後22年を経過し老朽化した、消防署と消防団三木第8分団の消防ポンプ車を更新します。

広野分署では、災害時において災害対応拠点としての機能を確保するため非常用発電設備を新設します。

また、近年、高齢化の進展とともに、救急出動件数は増え続けており、救急救命士の養成が喫緊の課題となっているため、計画的に救急救命士を養成し、救急体制を充実してまいります。

② 医療・福祉の充実

次に、医療・福祉を充実します。

市民の医療を確保するため、高度先進医療を提供し三木市民の命を守る北播磨総合医療センターの経営安定化のた

めに引き続き運営を支援してまいります。

市民の健康を増進するため、町ぐるみ健診の受診率向上を図ってまいります。

また、総合保健福祉センターは開設以来19年が経過し、空調設備が老朽化しているため、施設運営に支障がないよう更新します。

高齢・介護福祉については、介護が必要な高齢者に、24時間見守りを提供する定期巡回・随時対応型サービスに新たに参入する事業者を支援します。

市立デイサービスセンターでは、老朽化した設備を順次改修し、安全で快適なサービスを提供します。

障がい福祉については、障がい者が安心して日常生活や社会生活を送ることができるよう、ホームヘルプや施設利用など障がい福祉サービスの利用者支援を充実します。

③ 子育て支援の充実

次に、子育て支援を充実します。

増加する保育需要に対応するため、民間認定こども園、小規模保育施設の運営を支援します。

また、保育教諭を確保するため、引き続き民間保育教諭の給与に上乘せ補助し、処遇を改善します。併せて、保育

教諭を目指す学生に修学資金を貸与するとともに、学生の長期休暇中に、こども園などでの就業体験を実施するなど、保育教諭の確保に努めてまいります。

子育て家庭への支援については、ひとり親家庭等の生活を支援するため、児童扶養手当受給対象者の所得制限を緩和します。

妊産婦や乳幼児への支援については、近年、産後うつ等を起因とする産婦の自殺、新生児への虐待や育児放棄等が社会問題となっており、産後うつの予防や早期発見が重要となっています。産後の支援が必要な母子の心身のケアや育児をサポートし、健やかに子育てができる支援体制を確立するため産後ケア事業を開始します。

障がい児への支援については、「こども発達支援センターにじいろ」において、療育を目的とした「児童発達支援」と預かりを目的とした「放課後等デイサービス」を混合して委託運営していましたが、平成30年度からは療育と預かりを分離し、それぞれ、「障害児等発達支援事業」と「障害児タイムケア事業（放課後等日中一時支援）」として市の直営で実施します。

(5) 広域公共交通網の整備

次に、施策の柱の5つ目は、神戸電鉄とバス交通の共存を図り、広域的な交通ネットワークの構築を目指す「広域公共交通網の整備」です。

① 神戸電鉄粟生線の活性化

神戸電鉄粟生線は、本市にとって唯一の鉄道であるとともに、北播磨地域全体の将来の発展になくてはならないものであります。

そこで、「神戸電鉄粟生線活性化協議会」において、粟生線を含む地域公共交通の維持及び活性化に取り組むとともに、神戸電鉄の安全性の確保やサービスの改善を図るため、鉄道施設や車両の整備などに、国、県、関係市とともに支援してまいります。

また、市内在住の70歳以上の高齢者や障がい者の社会参加と神戸電鉄の利用促進を図るため、「神戸電鉄福祉パス」を交付します。

② バス交通の充実

バス交通については、市民のバス利用の利便性向上と利用促進を図るため、ニコパカード利用によるバス運賃の市内一律運賃制を継続するとともに、バス路線を維持するた

め、バス事業者に対し赤字路線の運行を支援します。

自由が丘中公園バス待合施設については、指定管理者制度を導入し、効率的な運用と利用者サービスの向上を図ります。

③ 新たな公共交通網の構築

市民の移動手段の確保と市民生活の利便性の向上を図るとともに、地域の活性化に役立つ新たな公共交通網を構築するため、新たな三木市公共交通網計画を策定します。

また、高齢化の進展に伴い、自宅や目的地周辺での乗り降りができる「デマンド型交通」のニーズが高まっていることから、新たな交通手段としてデマンド型交通の導入について検討します。

鉄道とバス交通は沿線地域の住宅地や主要地域等を結ぶ重要な役割を担っており、通勤、通学はもとより、高齢者や障がい者の日常的な移動手段として、また、交流人口の増加による地域の活性化に必要不可欠なものです。

そのため、人口減少社会の中で公共交通を守るため、近隣市町と連携し、国・県とも協調して神戸電鉄だけでなく北条鉄道、JR加古川線、神姫バスも含め、北播磨の中核都市として、広域的な視点で、まちづくりと一体となった

公共交通網の構築を検討してまいります。

(6) その他の重点事業

以上、施策の5つの柱に基づく事業以外の重点事業について説明いたします。

先に申し上げた、三木市総合計画の策定のほか、市のホームページをリニューアルし、高齢者や障がい者にも利用しやすくするとともに、スマートフォンにも対応するなど、多くの人簡単に本市の情報を得ることができるような環境を整えます。

次に、三木創生の取組みとして、国の準備段階調査に箇所付けされた、(仮称)三木スマートインターチェンジの事業化に向けた予備設計に着手するとともに、高速道路網の優位性を生かした、新たなまちの活性化策を検討してまいります。

生涯活躍のまちの推進については、モデル地区である緑が丘において、生涯活躍のまち推進機構を主体に、地域住民、企業、大学等と連携し、「健康寿命の延伸」、「多様な働き方」、「学生と地域が連携したまちづくり」など生活を豊かにするサービスやモノについて、地域のニーズやアイデ

ア、企業からの提案を実践・検証していきます。

移住・定住の促進については、市外から新たに転入し住宅を取得した世帯に対して、取得費の一部を助成するとともに、取得した住宅に係る固定資産税・都市計画税の一部を補助することで、若い世代の転入を促進するとともに、転出を抑制するため引き続き取り組んでまいります。

7 条例案等の提案理由

続きまして、平成30年度当初予算以外の議案としましては、まず、第1号議案から第18号議案までは、条例の制定、廃止並びに一部改正に関する議案です。

その主なものについて御説明いたします。

第1号議案、「三木市空家等対策協議会条例の制定」につきましては、空家等対策の推進に関する特別措置法に基づく空家等対策計画を策定するにあたり、計画の作成、実施に関する協議等を行う三木市空家等対策協議会を設置するとともに、協議会の委員の人数、運営方法等を規定するものです。

次に、第2号議案、「三木市国営東播用水土地改良事業基金条例を廃止する条例の制定」につきましては、平成29年度をもって国営東播用水土地改良事業費の償還が終了し、同

事業基金を廃止するため、本条例を廃止するものです。

次に、第3号議案、「東播都市計画事業三木北部土地区画整理事業の施行に関する条例を廃止する条例の制定」につきましては、三木北部土地区画整理事業が平成29年度末に完了し、同事業を廃止するため、本条例を廃止するものです。

次に、第5号議案、「三木市部等設置条例の一部を改正する条例の制定」につきましては、市の組織を改正するため、部の名称及び事務分掌の改正を行うものです。

次に、第6号議案、「一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定」につきましては、組織改正等に伴い、補職名を整理し、管理職手当の額を改正するものです。

次に、第7号議案、「三木市市民活動支援条例の一部を改正する条例の制定」につきましては、市民活動を行う新規団体への支援の充実を図るとともに、現在支援金の交付を受けている団体の自立した活動の運営を促進するため、支援金の額等を見直すものです。なお、現制度で支援金を受けている活動団体には、経過措置を設けることとします。

次に、第9号議案、「三木市敬老祝金条例の一部を改正する条例の制定」につきましては、高齢化の進展とともに、対象者数、事業費とも年々増加していることから敬老祝金制度

を見直すため改正するものです。この見直しで生じた財源は、健康寿命を延ばす施策や高齢者の安全・安心な暮らしを支えるための事業の強化、促進に活用してまいります。

次に、第10号議案、「三木市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定」及び第11号議案、「三木市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定」につきましては、持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律の施行により、平成30年度から国民健康保険の運営主体が都道府県単位になることに伴い、所要の改正を行うとともに、保険税率を改定するものです。

あわせて地方税法施行令の改正に伴い、課税限度額を引き上げるとともに、低所得者への配慮として、軽減判定所得を引き上げ、軽減措置対象者の拡大を図ります。

次に、第12号議案、「三木市介護保険条例の一部を改正する条例の制定」につきましては、介護保険法施行令等の改正に伴う所要の改正を行うとともに、第7期介護保険事業計画の策定に伴い、平成30年度から平成32年度までの介護保険料について、現行の保険料を据え置こうとするものです。

そのほか、関係法令等の改正等に伴う条例の一部改正が8件であります。

次に、第19号議案、「調停の申立て等」につきましては、市の公園内設備の破損による負傷事故に関し、損害賠償の額を決定し、和解することについて、神戸簡易裁判所に調停の申立てを行うため、地方自治法の規定により、議会の議決を求めるものです。

次に、第20号議案及び第21号議案、「農作物共済及び園芸施設共済に係る危険段階基準共済掛金率の設定」につきましては、国の共済掛金率に基づき、危険段階基準共済掛金率を設定するに当たり、兵庫県が定める規定により、議会の議決を求めるものです。

次に、第22号議案及び第23号議案、「市道路線の廃止及び認定」につきましては、土地区画整理事業や宅地開発事業などに伴う市道の廃止及び認定について、法律の定めるところにより、議会の議決を求めるものです。

次に、第24号議案及び第25号議案、「指定管理者の指定」につきましては、「別所ゆめ街道飲食物産館」及び「自由が丘中公園バス待合施設」において、平成30年4月以降の管理を行う指定管理者をそれぞれ指定するものであり、法律の定めるところにより、議会の議決を求めるものです。

8 平成29年度3月補正予算案

次に、第34号議案から第38号議案までは、「平成29年度3月補正予算」についてであります。

このたびの補正予算は、上の丸保育所について、12月補正で移転整備の予算を計上しておりましたが、現在地での耐震補強工事を行うこととなったため、工事費を追加するほか、国の補正予算でため池整備工事箇所が追加採択されたことによる負担金の増額など、緊急を要する経費について補正予算を編成しました。また、地方消費税交付金などの収入が見込みを下回ったため、減額補正を行っています。

このため、平成29年度3月補正予算としては、

一般会計については 2億901万6千円を増額

特別会計及び企業会計については、

国民健康保険特別会計 3億5,570万8千円を減額

介護保険特別会計 4,844万1千円を減額

後期高齢者医療事業特別会計 2,784万3千円を増額

学校給食事業特別会計 18万8千円を増額

しようとするものです。

以上、平成30年度の施政方針をお示しするとともに、

この度上程しました議案についての提案理由の説明とさせていただきます。

9 むすびに

本市には、人口減少、少子・高齢化、若者の流出、経済産業を取り巻く環境変化、公共建築物や都市インフラの老朽化など、将来を見据えて乗り越えなければならない課題は多くあります。

これらの課題は、大きく、困難なものでありますが、「課題がある」ということは、「成長する余地がある」ということでもあります。

このように、課題を前向きに捉えて市民、議会、企業、団体、行政が互いの強みを生かしながら一体となった「チーム三木」で連携・協働し、本市のポテンシャルの更なる向上を図りながら、課題の解決に向けてチャレンジしたいと考えています。

本市には、かつて人々の力を結集し荒廃を乗り越え、日本一の金物のまちとして発展してきた歴史があります。

この脈々と受け継がれたまちづくりのDNAは、このまちの未来をつくる力強い原動力であると確信しています。

「チーム三木」が一丸となり、誰もが「誇りをもって暮らせるまち」を目指し、三木のまちの明るい未来を築いて行こうではありませんか。

最後となりましたが、議員各位におかれましては、ただ今提案した議案について、どうか慎重なる御審議により、適切なる御決定を賜りますようお願い申し上げます。